

「水産物」（令和3年7月26日付け輸入発表第5号）の変更箇所

現行		改正後（令和4年1月1日から）	
関税率表の 番号等	商品名	関税率表の 番号等	商品名
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 03・07	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥の水産物 （ただし、にしん、すけそう だら、たらの卵、いか及び干 しするめを除く。）並びにそ れらの魚種のフィッシュミ ール	0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 03・07 <u>03・09</u>	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥の水産物 （ただし、にしん、すけそう だら、たらの卵、いか及び干 しするめを除く。）並びに <u>そ れらの魚種、貝柱及びほたて 貝の粉並びにそれらの魚種 のフィッシュミール</u>